

告 示

埼玉県告示第三百五十六号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、本田技研工業株式会社から寄居町の区域内において行われたホンダ寄居新工場建設事業に係る事後調査書の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東松山環境管理事務所

埼玉県北部環境管理事務所

寄居町生活環境エコタウン課

深谷市環境課

小川町環境保全課

東秩父村保健衛生課

二 縦覧の期間

平成二十八年三月二十五日（金）から平成二十八年四月二十五日（月）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）